

福島県奨学資金

大学・短期大学・高等専門学校

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

- 1 募集人員 [大学・短期大学・高等専門学校] 80名程度
- 2 貸与月額 [大学生・短大生] 月額 国公立 35,000円/私立 40,000円
[高等専門学校生] 月額 18,000円
- 3 貸与期間 令和5年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 申込の方法 在学する大学・学校を通して行います。
① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____月 _____日まで
↓
② 学校の推薦を得て申請へ
↓
③ 学校より申請書類を福島県へ 令和5年10月16日（月）必着
- 5 採用の決定 提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、大学・学校を通して本人に12月初旬までに通知します。
採用された場合、誓約書の提出後、R5年4月分まで遡り貸与開始となります。
初回振込日はR6年1月10日（R5年4月～R6年1月分をまとめて）の予定です。
(以降、原則毎月10日に振込)

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
Tel:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

<応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

[大学生・短大生の場合]

- ① 県内の高等学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。

[高等専門学校生の場合]

- ① 県内に所在する学校に在学する者・・・県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外に所在する学校に在学する者・・・入学又は転学するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、かつ、保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

- 2 在学大学・学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

[大学生・短大生の場合]

高等学校における最終2ヵ年の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が**3.0以上**であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。

[高等専門学校生の場合]

中学校における最終2ヵ年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が**3.0以上**であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、大学・学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。

※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。（給付型との併用は可能です。）

なお、本県奨学生に採用後に併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。